

胎内市物価高騰対策低所得者向け省エネエアコン購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、省エネルギー性能の高い家電製品の導入が困難な低所得世帯に対し、省エネ性能に優れたエアコンディショナー（以下「省エネエアコン」という。）の購入及び設置に要する経費の一部を補助することにより、当該世帯の生活環境の改善及びエネルギー消費の抑制を図り、もって地球温暖化の防止及び地域における脱炭素化の推進に資することを目的として、その経費の一部に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、胎内市補助金等交付規則（平成20年規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 申請日時点において胎内市に住所を有する世帯主とする。同居による世帯分離をしている場合は、同一世帯として取り扱うものとする。
- (2) 令和7年4月1日以降に、自らが居住する胎内市内にある住宅に、次条に規定する補助対象製品に買換え又は新規に購入し設置する者であること。
- (3) 設置する住宅が自らの所有する住宅でない場合は、住宅の所有者から設置の承諾が得られている者であること。
- (4) 申請日時点において世帯全員に市税の滞納がないこと。
- (5) 世帯全員の前年の所得金額を合計した額が別表第1に掲げる基準額を超えないこと。
- (6) 世帯全員及びその三親等以内の親族が、胎内市暴力団排除条例（平成23年条例第23号）に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難される関係を有すると認められる者でないこと。

(補助対象となる省エネエアコンの要件)

第3条 補助金の交付の対象となる省エネエアコン（以下「補助対象製品」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 目標年度2027年度における統一省エネラベルが2つ星以上であること。

(2) 量販店又は市内電気業者（市内に主たる事業所を有するものをいう。以下同じ。）から購入した新品又は未使用品で、取り外しや移動が容易にできないものであること。

(3) 購入及び設置に当たり、国、地方公共団体等による他の補助金等（胎内市熱中症対策エアコン購入費等助成事業実施要綱（令和7年告示第77号）に基づく助成金（以下「熱中症対策助成金」という。）を除く。）の交付の対象となっていないものであること。

2 補助対象製品の確認は、領収書、保証書、カタログ、設置前後の写真又は家電リサイクル券等により行う。

（交付基準）

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、対象製品の購入及び設置に要する費用（本体費用、設置工事費用及び設置に必要な部品等の費用をいう。）とし、自ら設置工事をした場合は対象としないものとする。

2 補助金の額は、補助対象製品の規格、能力等に応じ、別表第2に掲げるとおりとする。

3 買換えを行う場合は、旧エアコンは撤去し、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）に基づき適切に廃棄されているものとする。

4 補助金の交付は、1世帯につき1台までとし、同一年度において1回限りとする。

5 熱中症対策助成金を利用して購入した場合は、当該助成金に補助金の額を加算することとし、当該購入に係るもの以外で新たに購入及び買換えする分は交付の対象としないものとする。

（交付申請等）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、省エネエアコン設置完了後に、胎内市物価高騰対策低所得者向け省エネエアコン購入費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長に提出するものとする。

（交付決定等）

第6条 市長は、前条の交付申請書兼請求書の提出があった場合において、その内容が適当と認められるときは、速やかに補助金の交付の可否を決定し、及び額を確定し、その旨を胎内市物価高騰対策低所得者向け省エネエアコン購入費補助金交付（不交付）決定兼額の確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）に対し、当該補助金を速やかに交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第7条 交付決定者が虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、市長は、その交付の決定を取り消すことができる。

2 前項の場合において、市長は、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の返還を命ずることができる。

(実績報告)

第8条 規則第14条の規定による実績報告は、第5条の交付申請書兼請求書の提出をもってなされたものとみなす。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年7月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

別表第 1（第 2 条関係）

世帯員数 (補助対象者を含む。)	基準額
1 人	200 万円
2 人	250 万円
3 人	300 万円
4 人	350 万円
5 人	400 万円

備考 世帯員数が 5 人を超える場合の基準額は、世帯員数 5 人の場合の基準額に 1 人増すごとに 50 万円を加算した額とする。

別表第 2（第 4 条関係）

規格	冷房能力	補助金の額		
		条件①		条件②
		量販店から購入する場合	市内電気業者から購入する場合	胎内市熱中症対策エアコン購入費助成事業の利用者の場合
6 畳	2. 2kW 以下	20, 000 円	左記の金額に一律 20, 000 円を加算した額	条件①により算出した額の 2 分の 1 の額
8 畳	2. 3kW 以上 2. 7kW 以下	30, 000 円		
10 畳以上	2. 8kW 以上	40, 000 円		

備考

- 条件①について、補助金の額が購入金額を上回る場合は、購入金額（1, 000 円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。）を補助金の額の上限とする。
- 条件②について、補助金の額及び熱中症対策助成金の合計額が購入金額を上回る場合は、購入金額から熱中症対策助成金を差し引いて得た額（当該額が零を下回る場合には、零とし、1, 000 円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。）を補助金の額とする。